

平成28年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成28年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年11月22日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 齊藤 佐知子

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
建築指導課 H28. 5.17監査 H28. 8. 9報告	<p>【概算旅費の精算事務について】 概算払いに係る旅費の精算が、旅行を完了してから数か月後に行われている事例が散見されることから、今後は江別市職員等の旅費に関する条例施行規則を遵守し、所定の日程内で処理されたい。</p>	<p>【措置済み】 今後、旅費の精算においては、江別市職員等の旅費に関する条例施行規則を遵守し、適切な事務処理に努めます。 処理にあたり、再度課内で規則を確認するとともに、概算旅費の起票時に、精算期日をカレンダーに記録するなど注意し、さらに、毎月の旅費精算時に精算漏れが無い点検することにより実施します。</p>
保健センター H28. 6. 2監査 H28. 7.14報告	<p>【前渡資金の精算事務について】 資金前渡精算書に添付している領収書の受取人欄が空欄であるものが散見されることから、「資金前渡職員・職名・氏名」を記載されたい。</p> <p>【事業報告書の提出時期について】 指定管理者に係る月毎の事業報告書の提出時期について、基本協定書の規定を遵守されたい。</p>	<p>【措置済み】 平成27年度分の領収書受取人欄の空欄については速やかに修正しました。 また、本件指導事項については、課内全職員に周知のうえ各担当職員に注意を促したほか、経理事務担当係の管理係においても入念なチェック体制を構築しており、今後は漏れのない適正な事務処理に努めます。</p> <p>【措置済み】 「江別市いきいきセンターさわまち外計5施設の管理に関する基本協定書」第21条第4項の規定では、毎月終了後10日以内に前月分の事業報告書を市に提出することと定めていることから、指定管理者に対し当該規定の遵守について改めて指導しました。また、保健センター担当職員による提出催促と報告書の速やかな確認を行うこととし、平成28年度分については期限内に処理を終えています。今後も適正な事務処理を継続していきます。</p>

<p>子育て支援課 H28. 6. 9監査 H28. 9. 16報告</p>	<p>【放課後児童クラブ利用者負担金の減免事務について】 ① 放課後児童クラブ利用者負担金の減額・免除期間の始期の取扱において、規定と実務が乖離していることから、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>【補助金適正使用の確認に係る調査時期について】 ② 放課後児童クラブ運営費補助金の適正使用確認のための調査について、調査時期に係る規定はないものの、調査結果の有効活用を図るため、より早い時期の実施が望ましい。</p>	<p>【措置済み】 ①「江別市放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例施行規則」の一部改正（平成28年9月1日付決裁） ・就学援助の認定は就学援助申請月に遡及するため、江別市放課後児童クラブ利用者負担金についても利用者の不利益とならないよう、その減免始期を就学援助の認定月から、として取り扱っています。規則第1号様式中「申請日に属する月から対象」と記載している部分と実務に不整合が生じていることから当該文言を削除しました。</p> <p>【実施中】 ②江別市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱第12条に基づく現地調査については、民間放課後児童クラブの業務都合等により、これまで冬休み終了後から次年度の開設準備を開始するまでの期間となる1月後半から2月上旬に実施していました。平成28年度より、調査結果の有効活用を図るため、夏休み終了後となる9月から10月までに現地調査を実施します。</p>
<p>下水道施設課 H28. 7. 7監査 H28. 8. 5報告</p>	<p>【仕様書の遵守について】 公共下水道緊急対応業務委託において、仕様書に基づき現場の安全確保とそれを確認できる写真を提出するよう事業者を指導し、業務が適正に行われるよう努められたい。</p>	<p>【措置済み】 平成28年7月11日受託者に対し、業務を適正に遂行するよう下記の要領で指導を実施しました。</p> <p>①指導内容 仕様書の遵守について I 現場管理 ・作業時は、現場状況に応じた一般車両及び通行人等の安全に充分配慮すること。 ・作業表示板等の防護施設を設置すること。 ・危険箇所の表示を行い、危険防止に努めること。 II 品質管理 ・作業完了後、安全対策を実施した写真提出の徹底。</p> <p>②指導方法 ・昨年度に、緊急対応した現場状況、作業車両の配置から適切な安全対策の方法について、受託者と地図及び作業現場の写真を使用し現場状況を整理しながら打合せを行い、現場管理だけでなく、品質管理についても適正に行うよう指導しました。</p>
<p>契約管財課 H28. 7. 14監査 H28. 10. 24報告</p>	<p>【公有財産の貸付けに係る事務について】 ① 土地貸付料について、長期に渡り滞納が生じている事例があることから、滞納の実態を踏まえたうえで適切な措置を講ずるなど、これまでの収入未済の解消及び新たな収入未済の発生防止に向けた取り組みを検討されたい。</p>	<p>【実施中】 ①・9月16日に借受人と面談を行い、平成28年度は契約更新手続きの年であるものの、このまま滞納が続けば契約更新が困難となることを説明したうえで、現年度分の貸付料を完納し、過年度の収入未済分も一部納付できる分割納付の支払計画書兼誓約書を提出させました。また、借受人本人の資力では過年度分の収入未済の全額を解消することは困難であることから、親族等へ相談し、援助を求めるよう要請しました。 ・支払計画どおりの納付を促すため、毎月下旬に市側から集金に訪問することとし、9月20日に1回目の集金を行い、10月31日に2回目の集金を予定しています。</p>

	<p>② 上記貸付けに係る貸借契約を更新する際、契約当事者としての適格性について、相手方の資力や生活状況あるいは親族の支援状況などを総合的に検討するよう改善されたい。また、平成24年度に財産管理規則が改正され、普通財産を貸し付ける際には原則として連帯保証人を立てることになっているが、現在は連帯保証人を立てずに契約を更新していることから、今後は連帯保証人の必要性も検討するよう改善されたい。</p>	<p>・ 集金での訪問に限らず定期的に面談し、資力や生活状況等を随時確認しながら納付を督促するとともに、借受人が高齢単身世帯であることから、市として福祉的な側面での対応も視野に入れて適切な措置を検討していきます。</p> <p>【実施中】</p> <p>② ・ 当該貸付契約の更新に係る事務手続きは、平成29年1月～3月頃を予定しており、その際には借受人の資力や生活状況、親族の支援状況、平成28年度の納付状況等を総合的に勘案して契約更新の是非を判断します。</p> <p>・ 9月16日に借受人と面談を実施し、契約更新の際には財産管理規則に基づき連帯保証人が必要となる旨を説明し、契約更新時期（平成29年1月頃）までに親族等に相談のうえで適切な連帯保証人を選定するよう伝え、そのことについて了承したことを証する書面を借受人に提出させました。</p>
--	---	--

掲示期限：平成28年12月5日